

令和4年度水質検査計画



水質検査計画は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において核をなすものです。

鳴門市水道事業では、水質検査の適正化を図るため、水道法施行規則第15条に基づき水質検査の項目や頻度等を定めた水質検査計画を作成しました。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の内容
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 検査地点、検査方法及び検査頻度
5. 水質検査方法
6. 配水系統と検査地点
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の委託
9. 水質検査の公表
10. 関係機関との連携

1. 基本方針

鳴門市企業局水道事業課では、お客様においし水を飲んでいただくために以下の方法で水質検査を行います。

- (1) 検査地点は、水道法の検査では給水栓(蛇口)を基本とし、浄水場の入口(原水)及び出口(浄水)とします。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目と水質基準には含まれないが、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び本市独自の検査項目とします。
- (3) 検査頻度は、色及び濁り並びに消毒の残留効果の検査を1日1回以上行い、水質基準項目については、おおむね1ヶ月に1回以上行う検査については月1回以上、その他の検査項目については3ヶ月に1回以上の検査を行います。

2. 水道事業の概要

給水状況(令和3年3月末)

区 分	内 容
給水区間	鳴門市内
給水人口	55,718 (人)
普及率	99.9 (%)
給水戸数	29,582 (戸)
計画1日最大給水量	56,850 (m ³)
1日最大給水量	29,068 (m ³)
1日平均給水量	26,404 (m ³)

浄水設備の概要

浄水場名	鳴門市浄水場
所在地	徳島県板野郡北島町高房字八丁野西1
原水の種類	吉野川水系 旧吉野川 表流水
環境基準型	環境基準A型
許可水利権	60,077 m ³ /日
処理能力	56,850 m ³ /日
沈殿方式	高速凝集沈殿池
ろ過方式	急速ろ過池(砂ろ過)
浄水処理方式	前塩素処理 → 凝集沈殿 → 急速ろ過 → 後塩素処理 → 再塩素処理 (特定条件時)・・・粉末活性炭処理[試験運用] → 中塩素処理
使用薬品	凝集剤・・・ポリ塩化アルミニウム 消毒剤・・・次亜塩素酸ナトリウム (特定条件時)・・・粉末活性炭処[試験運用]

3. 水道の原水及び水道水の状況

原水の現状

鳴門市浄水場は吉野川水系旧吉野川を水源とし、河川表流水を原水としています。旧吉野川は板野郡上板町にある第十樋門において一級河川から分派した河川です。上流の樋門と下流の潮止め機能を有する河口堰によって水位調整がされています。

原水の汚染要因として台風時等の豪雨による原水濁度の急上昇などの水質変化があります。また、生活雑排水による汚濁やかび臭気物質の発生、周辺農地への農薬散布があげられます。

鳴門市浄水場では凝集沈殿及びろ過処理方式を用いており、原水の状況や汚染要因を踏まえた適正な浄水処理や水質検査を行い、安全でおいしい水を提供しています。

水質管理における留意点

- ①アンモニアや有機物の監視と除去
- ②水質悪化時の消毒副生成物の監視と低減化対策
- ③クリプトスポリジウム等の病原性原虫とろ過水濁度の監視
- ④原水濁度の急上昇への対応と凝集剤の適切な注入
- ⑤臭気物質の監視

水質管理上注目しなければならない項目

原水の汚染	降雨時による濁水発生
	藻類プランクトン発生による臭気障害
	畜舎排水
	渇水時の水質悪化
水質管理上注意すべき項目	濁度
	pH値
	有機物
	臭気物質
	アンモニア態窒素
	クリプトスポリジウム等

4. 検査地点、検査項目及び検査頻度

(1) 検査地点(P 4の配水系統と検査地点を参照)

①給水栓(蛇口)

配水系統ごとに給水区域末端付近において6ヶ所と市内の中心部である撫養町大桑島を代表給水栓に選定し、合計7ヶ所の検査を行います。

②浄水場の入口

水源である旧吉野川と旧吉野川に合流する板東谷川とその支流についても検査します。

③浄水場の出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の出口でも検査を行います。

(2) 検査項目及び検査頻度

①水質基準が適用される浄水(給水栓)の水質検査

(ア) 1日1回以上行う検査

水質検査表(2)の項目で配水系統ごとに6ヶ所と代表給水栓の合計7ヶ所で行います。

(イ) おおむね1ヶ月に1回以上行う検査

水質検査表(1)の項目のうち、1・2・38・46～51の9項目と残留塩素の合計10項目を配水系統ごとに6ヶ所と代表給水栓の合計7ヶ所で行います。

(ウ) おおむね3ヶ月に1回以上行う検査

水質検査表(1)の項目のうち、3～37・39～41・44・45の39項目を配水系統ごとに6ヶ所と代表給水栓の合計7ヶ所で行います。

(エ) 臭気原因物質の検査

水質検査表(1)の項目のうち、42・43の2項目は原水が年間を通じて河口堰による水位調整が行われる停滞性のある水源であるため、年間を通じて藻類の発生の可能性があることから、おおむね1ヶ月に1回以上の検査を代表給水栓で行います。

(オ) 水質検査表(1)の項目のうち、過去の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には1年に1回、10分の1以下の場合には3年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目についても、水質の安全確認のため検査頻度を減らさずに検査を行います。

②原水の水質検査

(ア) 1ヶ月に1回以上行う検査

水質検査表(1)の項目のうち、1・2・38・46・47・49～51の8項目(基準項目より味を除く)とアンモニア態窒素と嫌気性芽胞菌の合計10項目の検査を行います。

(イ) 3ヶ月に1回以上行う検査

水質検査表(1)の項目のうち、3～20・32～37・39～41・44・45の29項目(基準項目より消毒副生成物を除く)の検査を行います。

(ウ) 臭気原因物質の検査

水質検査表(1)の項目のうち、42・43の2項目は年間を通じて藻類の発生の可能性があることから、おおむね3ヶ月に2回以上の検査を行います。また、原水水質の情報を関係自治体と共有し、おおむね1ヶ月に1回以上の監視を行います。

③水質管理目標設定項目の検査項目及び検査頻度

水道法に基づき、水質検査表(4)の27項目の検査を1年に1回、原水と浄水(代表給水栓)で行います。原水については、消毒副生成物など一部の項目を除く22項目で行います。

④クリプトスポリジウム等の検査

水質検査表(3)のクリプトスポリジウム・ジアルジアの原虫検査を原水と浄水(代表給水栓)で2ヶ月に

1回以上行います。また、クリプトスポリジウムの指標菌の1つである大腸菌は原水と浄水で1ヶ月に1回以上、嫌気性芽胞菌については原水のみで1ヶ月に1回以上行います。

⑤本市が独自で行う検査項目と検査頻度

- (ア)浄水施設の工程管理の一環として検査を毎日行います。この検査は原水である河川水の性状・処理工程中の状態・処理を終了し浄水場から配水池に送水する浄水の処理状態の確認のための検査です。
- (イ)河川への排水水質を管理するため、水質汚濁防止法等に関する検査で、水質検査表(5)の項目を1ヶ月に2回、水質検査表(6)の項目を1年に1回排水水で行います。
- (ウ)水源である旧吉野川に合流する板東谷川とその支流についても、水質検査表(7)の項目を1年に2回行います。
- (エ)近隣周辺には梨畑がたくさんあり、農薬の散歩時期の6月ごろに原水のみで114項目の農薬検査を行い、9月に実施する水質管理目標設定項目の中の農薬類の検査結果との比較・検証を行います。

5. 水質検査方法

9ページの検査項目及び検査方法に記載

6. 配水系統と検査地点



配水系統ごとの実施給水栓

毎月検査

- ① 桧 (大麻町)
- ② 県境(北灘町 三津集会所)
- ③ 島田(瀬戸町 旧島田小学校)
- ④ 大幸(大津町 すみれ保育園)
- ⑤ 大津(大津町 大津団地集会所)
- ⑥ 粟津(里浦町 鳴門市消防団里浦南分団)
- 代表給水栓・・・鳴門市企業局水道事業課(撫養町大桑島)
- ▲ 原水・・・鳴門市浄水場(北島町高房)

毎日検査

- A 大麻町桧
- B 北灘町折野
- C 瀬戸町大島田
- D 大麻町三俣
- E 大津町西の越
- F 里浦町里浦

7. 臨時の水質検査

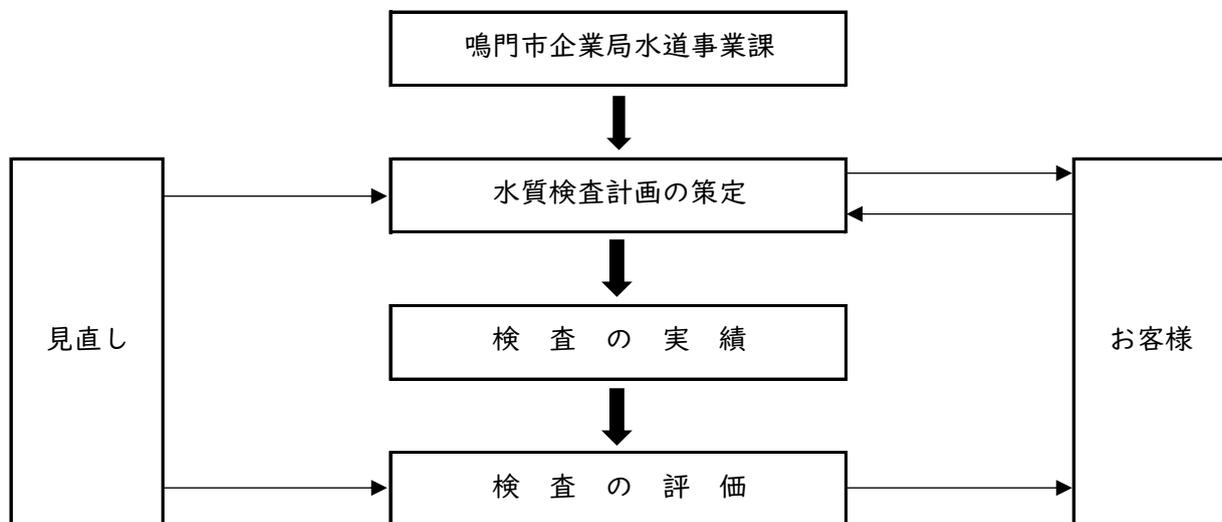
- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近及び給水区域内並びにその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水工程において異常があったとき
- (5) 送配水管の大規模な工事等、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) お客様から水道水質の苦情検査依頼があったとき
- (7) その他、特に検査が必要であると認められるとき

8. 水質検査の委託

鳴門市では、上記の4. 検査地点、検査項目及び検査頻度のうち、(2) ①のア(1日1回以上行う検査)の一部と⑤のア(浄水施設の工程管理の一環として毎日行う検査)を除く浄水の水質検査を水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録検査機関に委託しています。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その検査結果は鳴門市公式ウェブサイト及び水道事業年報に掲載します。また、水質検査計画は検査結果をもとに見直し、毎年作成しています。



10. 関係機関との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合には国、県、関係市町村、関係水道事業者、外部検査機関等と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。また、他の自治体と水道に関する情報交換を行い原水の水質情報の共有を図るとともに、水道技術の向上を目指します。

問い合わせ先

鳴門市企業局 水道事業課 浄水場

〒 770-0206

徳島県板野郡北島町高房字八丁野西 1

TEL (088)698-2019 FAX (088)698-2231

E-mail jyosuijyo@city.naruto.i-tokushima.jp

法令に基づく水質検査

水質検査表(1)水質基準項目

	水質基準項目	基準値	給水栓		検査頻度 (年/回)		備考
			水道法による 検査頻度	検査回数減 可能項目	原水	浄水	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	月1回	月1回	12	12	無機物/重金属
2	大腸菌	検出されないこと					
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	年4回	3年1回	4	4	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下					
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下					
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下					
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下					
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下					
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下					年4回
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下					
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下					
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下					
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下					
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下					
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下					
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下					
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	年4回	3年1回	0	4	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下					
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下					
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下					
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下					
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下					
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下					
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下					
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下					
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下					
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	年4回	3年1回	4	4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下					
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下					
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下					
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下					
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下					
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	月1回	月1回	12	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下					
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	年4回	年1回	4	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下					
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	発生時期に 月1回以上	発生時期に 月1回以上	8	12	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下					
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	年4回	3年1回	4	4	
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	月1回	月1回	12	12	
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下					
48	味	異常でないこと					
49	臭気	異常でないこと					
50	色度	5 度 以下					
51	濁度	2 度 以下					
	残留塩素	水質基準外	—	—	0	12	臭気
	アンモニア態窒素	水質基準外	—	—	12	0	無機物

備考 検査回数減可能頻度とは、過去のデータから検査回数を経r 須ことのできる頻度です。

■は、検査回数が省略できない項目です。

3年1回は、基準値の10分の1以下で、原水等の変動による汚染のおそれがない場合です。

1年1回は、基準値の5分の1以下で、原水等の変動による汚染のおそれがない場合です。

水質検査表(2)1日1回以上行う検査

検査項目	評価	検査頻度(回/年)
		給水栓
色	異常なし	365
濁り	異常なし	365
消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/L 以上 1.0 mg/L 以下	365

水質検査表(3)クリプトスポリジウム等の検査

検査項目	検査頻度
クリプトスポリジウム	原水・浄水(1回/2ヶ月)
ジアルジア	原水・浄水(1回/2ヶ月)
嫌気性芽胞菌	原水(1回/月)

水質検査表(4)水質管理目標設定項目

	水質管理目標設定項目	目標値	検査頻度(回/年)		備考
			原水	浄水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下			
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下(暫定)			
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下			
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下			
5	トルエン	0.4 mg/L 以下			
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下			
7	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下			
8	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下			
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下(暫定)			
10	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下(暫定)			
11	農業類(114項目)	検出値と目標値の比の和として1以下			
12	残留塩素	1 mg/L 以下			
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下			
14	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下			
15	遊離炭酸	20 mg/L 以下			
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下			
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下			
18	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下			
19	臭気強度(TON)	3 以下			
20	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下			
21	濁度	1 度 以下			
22	pH値	7.5 程度			
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0に近づける			
24	従属栄養細菌	2000 個/1mL 以下(暫定)			水道施設の健全性の指標
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下			
26	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下			
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	(PFOS)及び(PFOA)の量の和として0.00005 mg/L 以下			一般有機物

水質検査表(5)水質汚濁防止法等に基づく水質検査

	生活環境に係る項目(汚濁物質)	許容限度	検査頻度(回/年)
1	pH(水素イオン濃度)	5.8 以上 8.6 以下	2
2	BOD(生物化学的酸素要求量)	30(日間平均 20) mg/L	2
3	COD(化学的酸素要求量)	30(日間平均 20) mg/L	2
4	SS(浮遊物質)	90(日間平均 70) mg/L	2
5	T-N(窒素含有量)	120(日間平均 60) mg/L	2
6	T-P(磷含有量)	16(日間平均 8) mg/L	2

水質検査表(6)水質汚濁防止法等に基づく水質検査

健康に係る項目(有害物質)		許容限度	検査頻度(回/年)
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L	1
2	鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	1
3	六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	1
4	砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	1
5	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	1
6	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	1
7	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	1
8	ジクロロメタン	0.2 mg/L	1
9	四塩化炭素	0.02 mg/L	1
10	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1
11	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1
12	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	1
13	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	1
14	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	1
15	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	1
16	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L	1
17	ほう素及びその化合物	10 mg B/L	1
18	ふっ素及びその化合物	8 mg F/L	1
19	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	1
20	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	1
生活環境に係る項目(汚濁物質)		許容限度	検査頻度(回/年)
21	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L	1
22	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L	1
23	フェノール類	5 mg/L	1
24	銅含有量	3 mg/L	1
25	亜鉛含有量	2 mg/L	1
26	溶解性鉄含有量	10 mg/L	1
27	溶解性マンガン含有量	10 mg/L	1
28	クロム含有量	2 mg/L	1
29	大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³	1

水質検査表(7)河川水の検査

検査項目	検査頻度(回/年)	
1	濁度	2
2	色度	2
3	pH(水素イオン濃度)	2
4	臭気	2
5	アンモニア態窒素	2
6	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2
7	過マンガン酸カリウム消費量	2
8	塩化物イオン	2
9	アルカリ度	2
10	全硬度	2
11	電気伝導率	2
12	COD(化学的酸素要求量)	2
13	BOD(生物化学的酸素要求量)	2
14	SS(浮遊物質)	2
15	一般細菌	2
16	大腸菌群数	2
17	鉄	2
18	マンガン	2
19	カドミウム	2
20	鉛	2
21	銅含有量	2
22	亜鉛	2
23	ひ素	2
24	六価クロム	2
25	全シアン	2
26	総水銀	2
27	ふっ素	2
28	臭素イオン	2
29	りん酸イオン	2
30	硫酸イオン	2

検査項目及び検査方法

	水質基準項目	基準値	検査方法
1	一般細菌	100 個/mL 以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素気質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	フーリス-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	還元酸化-原子吸光度法
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	フーリス-原子吸光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光度法
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	フーリス-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	フーリス-原子吸光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光度法
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	フーリス(フーリス)-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	ICP法、ICP-MS法
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	ICP法、ICP-MS法
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	PT-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、誘導体化-HPLC法
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	フーリス(フーリス)-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	フーリス-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	フーリス(フーリス)-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	フーリス(フーリス)-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロマトグラフ法(陽イオン)
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	フーリス(フーリス)-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法、滴定法
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	フーリス-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロマトグラフ法(陽イオン)、滴定法
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	PT-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	固相抽出-吸光度法、固相抽出-HPLC法
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法
46	有機物(全有機物(TOC)の量)	3 mg/L 以下	全有機炭素計測定法
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	ガラス電極法
48	味	異常でないこと	官能法
49	臭気	異常でないこと	官能法
50	色度	5 度 以下	比色法、透過光測定法
51	濁度	2 度 以下	比濁法、積分球式光電光度法